

## なぜNGO（国際民間協力団体）なのか（3）

アジア意志連絡協議会  
代表 菅波茂

政府レベルでの国際協力は従来より「国益確保」の必要に応じて多面的な方法で実施されてきています。ただ「国益確保」というポイントを無視していけないし、「国益確保」から外れている場合には過度の期待をしてはいけません。国家間の相対的な関係が「国益確保」に影響を及ぼしている場合は国民の意志より優先することが多々あります。なぜなら現在では国民は「国益確保」に必要な国家間の相対的な関係を理解できる情報入手がなかなか困難です。

民間レベルでの国際協力は「国益確保」より異なった視点でなされるべきです。それは「国益」を超えて全世界に普遍的な「人道主義」です。過去においては国際民間協力団体がその一端を担ってきました。現在国際民間協力団体は多くの国民に「人道主義」の必要性をいかに理解してもらうかということを考えるときが来ていると思います。観念的な人道主義より経験的な人道主義が必要です。経験は人道主義に必要な判断を養い行動を提起させます。

その答えは国際民間協力団体が教育と連携することだと思います。国際民間協力団体はスタディツアーという形で多くの意欲的な市民に人道主義を経験する意義のある場を提供してきました。今後は学校教育のカリキュラムの一環としてこのスタディツアーを発展させてはどうでしょうか。即ち、学生としての義務にするわけです。事前の意欲の有無にかかわらず体験によって深く考えるきっかけが生まれます。

学校教育の一環を担うことになれば国際民間協力団体のサイドも体質の变换が必要になります。国際民間協力団体としての理念および実践内容がオープンになります。協力先である現地との信頼関係、安全性などの確保が重要になります。良質なカリキュラムを保証するためには国際民間協力団体間の連携も大切になってきます。正式な学校教育の一環となれば文部省や外務省も関係してきます。即ち、国家間の連絡が必要になります。

結論的にいえば、国際民間協力団体の実施している人道主義的活動を学校教育のカリキュラムに加えていくことにより国際協力の在り方及び方法論がおおきく変わらざるを得ないということです。

現在、日本にある約200からの国際民間協力団体は財政的な基盤が弱く伸び悩んでいます。しかし単に寄付金の法的免税処置が可能になれば発展するということではありません。

メディアからの観念的な人道主義に加えて経験的な人道主義により国民が国際協力に対する基本的な判断力を養っていく機会を提供することは国際民間協力団体の今後の重要な役割になってくると思います。

# 地球を讀む



## 流出国も対象に

冷戦の終焉(しゅうえん)は、難民援助のあり方に大きな変化をもたらしている。

従来から、難民や避難民に対する援助は、人道的な連帯のあかしとして、広く国際社会の支持を得てきた。とくにイデオロギーを異にする超大国対決のもとで、国際紛争そのものが冷戦構造を反映していた時代においては、難民はこのような対立の犠牲者として受け入れ国の厚遇を得、第三国への定住も数多く認められた。国連難民高等弁務官(UNHCR)は、難民の保護・救済と、難民問題の解決を任務とするが、その事業は今までもっぱら難民の受け入れ国を中心に進められ、流出国を対象とすることは少なかった。

第一には、冷戦が終わるにともない和平が成立し、長年難民生活を強いられていた人々が、自国への帰還を始めたこと。しかしながら、カンボジアやアフガニスタンにみられるように、戦禍と貧困に苦しむ故国に帰ってもなお国際的な保護・救済が必要とされること。第二には、紛争の要因が国家主義の高揚、民族や宗教の対立のため、自国内で難民化する傾向が強いこと。第三には、国家の權威の衰退や、連邦国家解体の過程で、安全とより所を求める人間の大規模な移動が各地で起こっていること、などである。その結果、国内にありながら難民となる人々の保護・救済をどのようにして全



緒方 貞子 (国連難民高等弁務官)

うするかという課題が、急速に浮上している。

## 湾岸戦争が転機

世界におけるこのような国内難民の総数は、千五百万人とも二千万人ともいわれる。とくに多数を占めているのが「アフリカの角」地域で、ソマリア、エチオピア、スーダンの各国では、国外に流出した人々のほかに、国内にも数百万人へのぼる難民がいる。旧ユー

となった人々に対しても援助を与えてきた。

自国内にある難民に対し、国際社会が保護・救済を与えることは、理論的にも現実的にもきわめてむずかしい。それは国家主権の壁に直面するからである。国連憲章は「憲章のいかなる規定も、本質上いずれかの国の国内管轄権内にある事項に干渉する権限を国際

と云うのが、最近一段と論議を呼んでいるのが「人道的介入権」の問題である。これは、国際社会には国家主権の壁を超えて国内で難民化した人々に対し、人道援助を強要する権利を有する、という主張である。この議論が脚光をあびたのは、一九九一年四月五日、安

# 国家主権と難民

## 国連の役割

## 新たな概念「人道的介入権」

ゴスラビアの場合、他の欧州諸国に逃れた五十万人に加えて、諸共和国には、百七十八万人が難民となっている。さらに、ボスニア・ヘルツェゴビナでは、首都のサラエボのほかにも、戦乱のために食糧の補給がつかず、籠城(ろうじょう)状態にある人々が六十

連合に与えるものではない」として、加盟各国の主権の尊重を掲げている。しかしながら、主権の適用範囲はなら明確にされておらず、現実には歴史的な変遷をたどって次第に形成されてきている。とくに、人権の分野における国連の權威が拡大してきたと同様、人道援助活動についても、国連は

全保障理事会による決議八八八の採択であろう。同決議は、イラクに対し、援助を必要とする同国内にあるすべての人々へのアクセスを、国際人道援助機関に与えることを要求したもので、人権と難民と国際平和を結びつけた画期的なものであった。とはいえ、この決議が実行される過程では、イラクの国家主権との関係から紆余(じゆ)よ、曲折を経ることとなる。

緒方貞子氏一九二七年東京生まれ。聖心女子大、ジョージタウン大学卒。カリフォルニア州立大学大学院博士課程。七六年から三年間国連代表部公使。九〇年国連難民高等弁務官に就任。

まず、クウェートの主権と領土保全を守るために軍事行動に出た多国籍軍は、その後イラク北部に移動して「安全地帯」を設定した。トルコへ越境して国際的な保護を求めることが許されず、国境の山岳地帯で飢えと寒さに苦しんでいたクルド難民は、多国籍軍に守られて山を下り、自国内にある「安全地帯」へと帰還した。この動きに呼応して、イランに逃れたクルド難民も帰国を開始し、六月末にはほとんどの全員が故国に復帰した。百七十万のクルド難民は、その流出の速度において記録的であったが、帰還の速さにおいても驚異的といえるものであった。このような動きを可能にした最大の原因が多国籍軍による人道的介入であったことはいままででもない。しかし、人道援助を提供した国連の動きにも注目すべきものがある。

(2面に続く)